

<p>の 所 管 区 域 に 係 る も の 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p><input type="checkbox"/> 請負代金の 変更</p>		<p>中部総合事務 所長</p>		
<p>12 同規則第36条第 7項後段、第37条 後段、第40条後段 及び第40条の2第 3項（同規則第68 条第2項において 準用する場合を含 む。）の規定によ る必要な負担の決 定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の</p>		<p>西部総合事務 所長</p>		

13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等
 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの
 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの
 (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの
 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの
 イ 建設工事に係るもの
 (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
 (ロ) (イ)以外のもの
 a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
 b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
 c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
 ロ 設備工事に係るもの
 (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの
 (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの
 a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
 b a以外のもの
 (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所

東部総合事務所 所長

中部総合事務所 所長

西部総合事務所 所長

東部総合事務所 所長

	<p>の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所 の所管区域に係るもの</p>					<p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>											
<p>14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設け工事に係るもの</p>						<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>											

	<p>(イ) 工 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) 工 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの</p> <p>a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>東部総合事務 所長</p>										
<p>15 同規則第40条の 2第1項及び第2 項の規定による工 事の施工の一時中 止</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>(1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の</p> <p>(2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の</p> <p>イ 建設工事 に係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等</p>						<p>中部総合事務 所長</p>										
						<p>西部総合事務 所長</p>										

	<p>域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>			<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>					
<p>18 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事</p>									

<p>野 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの</p>	<p>19 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの</p>																									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>の (a) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (b) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (c) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>				<p>東部総合事務 所長</p>							
<p>20 同規則第43条の 規定による請負代 金の額の変更の決 定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>												
<p>21 同規則第45条第 5項の規定による 費用の負担の協議 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事務 所及び</p>					<p>中部総合事務 所長</p>							<p>西部総合事務 所長</p>

	<p>抗力による損害の状況の調査及び確認</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
<p>23 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に</p>							<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										

	<p>係るもの a 普通 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の b a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>																
<p>24 同規則第2条第 1項(同規則第56 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る工事の完成検査 の委託 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 普通 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東 部 総 合 事</p>																	

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

東部総合事務
所長

<p>25 同規程第7条第1項の規定による工事的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所</p>	東部総合事務所長	中部総合事務所長	西部総合事務所長	東部総合事務所長
---	----------	----------	----------	----------

	<p>管区域に係るもの (b) 中部総合事務所所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの</p>				<p>中部総合事務所 所長</p>								
<p>26 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの b 中部総合事務所所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの □ 設備工事に係るもの</p>					<p>西部総合事務所 所長</p>								
					<p>東部総合事務所 所長</p>								
					<p>中部総合事務所 所長</p>								
					<p>西部総合事務所 所長</p>								

	<p>(イ) 工 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) 工 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの</p> <p>a 普 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>				<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>								
<p>27 同規則第58条第 1項の規定による かしの修補及び漏 害の精算の請求</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>													
<p>28 同規則第59条第 2項(同規則第56 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係</p>													

	<p>るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>												
<p>29 同規則第30条第2項の規定による前金払に係る認定</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に</p>													

係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					中部総合事務所長 西部総合事務所長																		
30 同規則第1条第2項の規定による請負代金の前払 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの □ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの □ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部					東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																		

<p>総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>所長</p>																		
<p>31 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所長</p>																		
<p>32 同規則第66条第4項の規定による請負代金の取崩れ (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る</p>							<p>東部総合事務所長</p>																		

	<p>の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のもの の a 東部 総合事務 所及び八頭 総合事務 所の所管区 域に係 るもの b 中部 総合事務 所の所管区 域に係 るもの c 西部 総合事務 所及び日野 総合事務 所の所管区 域に係 るもの</p>				<p>東部総合事務 所長</p>												
<p>34 同規則第69条第 1項及び第70条第 1項の規定による 請負契約の解除 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>																	
<p>35 同規則第72条第 1項の規定による 請負代金の支払 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 普請費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八頭 総合事務 所の所管区 域に係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管区 域に係るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日野 総合事務 所の所管区 域に係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が</p>					<p>東部総合事務 所長</p>												
					<p>中部総合事務 所長</p>												
					<p>西部総合事務 所長</p>												

	<p>6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>									
<p>36 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>									

	<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
<p>37 同規則第72条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										

	<p>に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>			<p>東部総合事務 所長</p>					
<p>38 同規則第2条の 5第1項の規定に よる工事現場の施 工体相に係る実態 調査の実施 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事</p>				<p>東部総合事務 所長</p>					
				<p>中部総合事務 所長</p>					
				<p>西部総合事務 所長</p>					

	<p>に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>									<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>													
<p>七 其他の 事務</p>	<p>1 叙位、叙勲及び 褒章に係る事務</p> <p>(一) 候補者の決 定 (1) 春秋叙勲 及び褒章に係 るもの (2) 叙位、高 齢者叙勲、死 亡叙勲及び遺 族追賞に係る もの (二) 国への具申</p>	<p>—</p>	<p>十一 其他 の事務</p> <p>1 叙位、叙勲及び 褒章に係る具申 (一) 春秋叙勲及 び褒章に係るも の (二) 叙位、高 齢者叙勲、死亡叙 勲及び遺族追賞 に係るもの</p>	<p>—</p>																			
<p>略</p>	<p>略</p>										<p>略</p>												

